

コンテンツ配信サービス約款

第1条（約款の適用）

1. このコンテンツ配信サービス約款（以下、「本コンテンツ配信約款」といいます）は、コンテンツ配信サービスに適用されるサービス別約款です。

第2条（用語の定義）

1. 「コンテンツ配信サービス」とは、複数のサーバーで静的コンテンツをキャッシュし配信するサービスです。
2. 「ワнтаイム URL」とは、URL が生成・発行された時点から起算して利用者が指定する一定期間に限り有効となる URL を指します。

第3条（サービス内容）

1. コンテンツ配信サービス（以下、本コンテンツ配信約款において「本基本サービス」といいます）とは、以下の機能を提供するサービスです。
 - i ファイルストレージ
配信コンテンツをストレージディスク領域に保存する機能です。利用者は、FTP または SSH 接続によりストレージサーバーに接続し、配信用コンテンツデータをアップロードします。
 - ii コンテンツ配信
利用者がストレージサーバーにアップロードした配信用コンテンツデータを、配信用キャッシュサーバーより配信する機能です。コンテンツ配信は、アクセス元からのリクエストをロードバランサにて受け取り、並列で複数設置されたデータ配信用キャッシュサーバー群へと振り分け、各データ配信用キャッシュサーバーの個々の負荷を分散することによって、安定したサーバー側での配信処理速度を保ちます。また、これによってデータ配信用サーバーが冗長化されることにより、データ配信システム自体の可用性も向上します。
 - iii FTP 転送
ストレージサーバーへコンテンツをアップロードするための FTP 転送機能です。利用者は、発行されたアカウントおよびパスワードを用いてストレージサーバーに接続し、配信用コンテンツデータをアップロードします。
 - iv SSH 転送
ストレージサーバーへ SSH 経由でコンテンツをアップロードするための機能です。利用者は、発行されたアカウントおよび認証方式を用いてストレージサーバーに接続し、配信用コンテンツデータをアップロードします。
 - v コントロールパネル
利用者が、使用量グラフ、リソース値、月別使用量およびキャッシュ管理を確

認できる管理用ウェブページの機能です。

vi ワンタイム URL 認証

ワンタイム URL に対し、当該ワンタイム URL が正規に発行されているものであるか否かの認証を行う機能です。

第4条（利用開始日）

1. 基本約款第5条第2項の定めにかかわらず、本基本サービスの提供は、初回料金の支払いの確認の有無を問わず、当社が利用者に対して通知した利用開始日から開始されます。

第5条（料金の支払）

1. 基本約款第13条第2項の定めにかかわらず、利用者は、毎月1日から末日までの本基本サービスの利用に関する料金を、その翌月の末日までに支払うものとします。

第6条（最低利用期間）

1. 基本約款第15条第1項の定めにかかわらず、本基本サービスの最低利用期間はないものとします。

第7条（利用契約の解除）

1. 基本約款第29条第4項の定めにかかわらず、利用者は、当社に対し当社の定める方法で通知することにより、その日をもって利用契約を解約することができます。

附 則

第1条（適用開始）

この約款は、平成28年1月28日に制定され、同日より適用されます。